



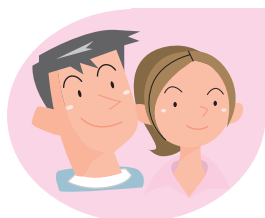
秋三彩

艶(あで)やかな、秋の彩に包まれた散策に、こもれ陽が、このようなシーンを演出してくれた。あまりの段差に、息をのむ思いで見詰めれば、表情豊かな3枚の葉が語りかけてくる。日本人は、備わった豊かな感性で、小さな自然に溶け込み、語り合うことができるのだ。自然のなかで、磨かれた心で情景に遊ぶ。優しさは豊かな幸せを運んでくる。美しい～嬉しい～幸せだ～。(延命寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 20歳になったら国民年金 あなたの将来を支えます
- 入院での支払額を軽減したいときは、「限度額適用認定証」をご利用ください
- 老齢年金を受給されている方へ 公的年金等の源泉徴収票が送られます
- 「ねんきんダイヤル」電話番号のおかけ間違いにご注意願います

職場内で回覧しましょう



20歳になったら国民年金

あなたの将来を支えます



国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

20歳になったら、すべての方が国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



これが国民年金のメリットです

その1 老後をずっと支える終身の年金

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。(生涯受け取れる年金額は平均寿命で計算すると、納めた保険料の1.7倍以上)

その2 不測の事態に備える保険としての年金

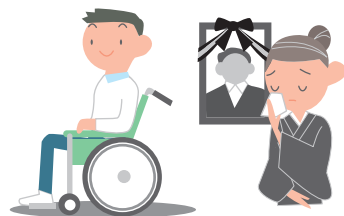
「万が一」のとき、障害年金や遺族年金が受けられます。

その3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金が安くなります。

その4 国民年金は、経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金の価値が保障されます。



国民年金保険料の納付方法は？

平成22年度(平成22年4月分～平成23年3月分)の保険料は月額15,100円です。

口座振替を利用すると月々の保険料が割引される制度があります。

納付書により納付できるのは、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどです。

また、クレジットカードを使って納付することもできます(事前に申し込み手続きが必要です)。

そのほか、自宅からインターネットなどを利用する電子納付も可能です。

保険料を納めるのが難しい方は？



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

①免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が1/4～全額免除されます。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※国民年金に関して詳しくお知りになりたいときは、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

入院での支払額を軽減したいときは、 「限度額適用認定証」をご利用ください

70歳未満の方が入院される場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示していただくと、
病院窓口でお支払いされる金額が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、被保険
者の方の所得や医療費の総額に応じて決まります。

◆自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）	多数該当
上位所得者	150,000円+（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
一般	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

- 総医療費とは、保険診療にかかる費用の総額（10割負担した場合の金額）です。
- 食事代や保険診療外のもの（保険診療外の治療費、個室料、文書料など）は別途費用がかかります。
- 上位所得者とは、診療を受けた月の標準報酬月額が530,000円以上の被保険者をいいます。
- 低所得者とは、市町村民税が非課税の被保険者をいいます。なお、低所得者の方は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」での手続きが必要となります。

●多数該当

同一世帯で、診療を受けた月以前12カ月間に、すでに高額療養費を3回以上支給されている場合、4回目からは自己負担限度額が多数該当の金額に軽減されます。「限度額適用認定証」の提示により、自己負担限度額の適用を受けた場合についても回数に含まれます。

●世帯合算

同一世帯で同一月に、限度額の適用を受けた診療以外に、1つの医療機関で21,000円以上の自己負担がある場合、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が高額療養費の支給対象となります。

※多数該当の要件を満たしているにもかかわらず病院に通常時の自己負担限度額を支払った場合や、世帯合算の要件を満たしている場合は、「高額療養費支給申請書」の提出が必要です。

◆「限度額適用認定証」を利用する場合の流れ

- 1 協会けんぽへ「健康保険限度額適用認定申請書」を提出

- 2 「限度額適用認定証」の交付

- 3 入院の際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示


お問い合わせ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル
全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 業務第2グループ
TEL 06-6201-7070 受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日年末年始を除く)

老齢年金を受給されている方へ 公的年金等の源泉徴収票が送られます

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金は、所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。そのため、老齢年金を受給されている方には、平成23年1月31日までに「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

源泉徴収票には、平成22年中に支払われた年金の総額・源泉徴収税額・控除内容などが記載されています。なお、障害年金・遺族年金は所得税法上非課税のため源泉徴収票は発行されません。

確定申告

日本年金機構以外の年金支払者に扶養親族等申告書を提出されている方や、年金以外に所得のある方は、確定申告をしなければなりません。

また、医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合には、その還付を受けるため、確定申告を行うことができます。

その際には、この源泉徴収票が必要となります。

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票が2月になっても届かない場合や、紛失した場合などは、最寄りの年金事務所に年金証書と印鑑を持参して再交付の手続きを行ってください。代理の方が手続きされる場合は委任状が必要です。

お電話での再交付は基礎年金番号をご用意のうえ、ご本人様が「ねんきんダイヤル」へお電話ください。

くわしくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください

「ねんきんダイヤル」電話番号の おかけ間違いにご注意願います

「ねんきんダイヤル」にお電話をいただく際に、「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番（03）をつけずに間違い電話になっているケースが発生しています。

おかけになる前には、電話番号を十分ご確認くださいませよう願いたします。

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

※IP電話、PHSからは

03-6700-1165



月～金曜日 8:30～17:15

ただし月曜日（休日明けの初日）は19:00まで受付時間を延長

第2土曜日 9:30～16:00

（なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません）

